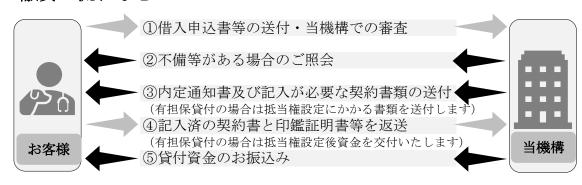
新型コロナウイルス感染症に伴う長期運転資金用

借入申込書を提出するためには、次の事項についてご理解、ご承認いただく必要が あります。

## 1. ご融資の流れなど



# 2. 融資制度の概要

融資条件(全施設共通)				
貸付対象	象 前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している等			
償還期間(据置期間)	15年以内(5年以内) ※据置期間は元金の支払猶予期間です。			

病院・診療所						
貸付		①病院	②診療所	コロナ対応を行う医療機関※1	政策医療を担う医療機関※2	
	36-49 16	(3割以上減収)	(3割以上減収)	①・②の金額と	①・②の金額と	
	当初5年間の	2億円	5,000万円	「前3年いずれかの年の	「前3年いずれかの年の	
利	無利子貸付の範囲	(3割未満減収)	(3割未満減収)	同月からの減収額の2	同月からの減収額」のい	
率		1億円	4,000万円	倍」のいずれか高い金額	ずれか高い金額	
	上記以外の部分	基準金利同率(当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分)				
貸付金の限度額		次の金額と「前3年いずれかの年の同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額				
		金の限度額 [病 院] (3割以上減収)10億円 (3割未満減収)7.2億円				
		[診療所] (3)	割以上減収)5,000	)万円 (3割未満減収)4,0	00万円	
無担保貸付		[病 院] (3	割以上減収)6億円	(3割未満減収)3億	円	
		[診療所] (3)	割以上減収)5,000	)万円 (3割未満減収)4,0	00万円	
"	נואלוט	コロナ対応を行う医療機関…上記金額と「前3年いずれかの年の同月からの減収額の6倍」のいずれか高い金額				
		政策医療を担う医療機関…上記金額と「前3年いずれかの年の同月からの減収額の3倍」のいずれか高い金額				

介	介護老人保健施設・介護医療院・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業						
		介護老人保健施設、介護医療院	助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業				
貸付和	当初5年間の 無利子貸付の範囲 上記以外の部分	1億円	4,000万円				
率	上記以外の部分	基準金利同率(当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分)					
貸付金の限度額		次の金額と「前3年いずれかの年の同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額					
		1億円	4,000万円				
無	担保貸付	1億円	4,000万円				

コロナ対応を行う医療機関…コロナ患者の入院受入れ・病床確保、接触者外来等の設置 等 政策医療を担う医療機関…都道府県医療計画に名称が記載されている政策医療を担う医療機関及び在宅医療を担う医療機関

# 3. 貸付利率

- (1) 貸付利率は、借入申込書を受け付けた日の利率が適用されます。
- (2) 「5. 保証人」で説明する「保証人不要制度」を利用する場合には、上記「2. 融資制度の概要」で説明した貸付利率に0.15%が上乗せされます。

## 4. 担保

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応のための長期運転資金をご利用いただく場合、上記「2. 融資制度の概要」で説明した無担保貸付の融資額を限度として無担保でご融資いたしま
- (2) 原則として、土地に抵当権設定をする場合、その上の建物全て及び敷地上の地上権への抵当権設定をいたします。
- (3) 有担保の場合で、所要資金額より担保評価額の80%が低い場合は、担保評価額の80%が融資限度額となります。

#### 5. 保証人

- (1) 保証人は「保証人不要制度」又は「連帯保証人方式」をお選びいただきます。
- (2) 保証人不要制度は、貸付利率に一定の利率を上乗せしてお支払いいただくことで、連帯保証人を不要とする制度です。

(参考:現在の上乗せ利率は0.15%となります。)

- (3) 連帯保証人方式は、原則として、法人の場合は代表者に保証参加いただきます。
- (4) 保証人不要制度で金銭消費貸借契約を締結した場合、その後の連帯保証人による契約への変更はできません。
- (5) 連帯保証人方式で金銭消費貸借契約を締結した場合、一定の条件に合致しない限り、その後の保証人不要制度による契約への変更はできません。
- (6) 無利子貸付の対象となる場合であっても、保証人不要制度利用のための上乗せ利率分の利息は発生します。

## 6. 融資額

- (1) 融資額については、上記「2. 融資制度の概要」をご覧ください。
- (2) 償還財源(収支差額)の見込みによっては、上記の融資限度額又は借入希望額でのご融資ができない場合があります。

# 7. 償還期間、償還方法

- (1) 償還期間は15年以内です。うち据置期間を5年以内で設けることができます(元金の据置期間中であっても利息の支払いは発生します。)。
- (2) 元金は据置期間経過後、毎月の元金均等償還となります。
- (3) 初回の利息の支払いは、契約日から半年程度後になり、資金の払出し以後、初回の利息の支払い日までの利息をまとめてお支払いいただくこととなります。金額については、契約日後にお送りする償還約定表でご確認いただけます。

## 8. その他の留意点

- (1) 当機構融資制度をご利用いただきましたお客様は、債権管理のために年に一度、決算書に基づく実績報告(事業報告書の提出)を行っていただきます。
- (2) 償還期限前に任意で借入金の一部(または全額)について繰上償還を希望する場合、あらかじめ所定の「任意繰上償還申込書」を提出していただきます(通常のご融資と異なり、今回の新型コロナウイルス感染症に伴う長期運転資金に限り、弁済補償金をお支払いいただく必要はありません。)。
- (3) 次の場合には、繰上償還となるほか、違約金をお支払いいただくことがあります。
  - ・貸付金を既往借入金の繰上返済、建築資金への流用、他法人への流用又は転貸等定められた使途以外に使用した場合
  - ・貸付金を長期にわたり使用しない場合
  - ・虚偽の申告もしくは報告をし、または必要な事実の申告もしくは報告を怠ったことにより貸付金が限度額を超えることとなった場合、または貸付金について借入を要しないこととなった場合

(4) 反社会的勢力との関係遮断に関する取り組みの一環として、金銭消費貸借契約証書に暴力 団排除条項を設けております。これは、契約時に借入者(債務者)、保証人または担保提 供者が過去5年間にわたり暴力団等の反社会的勢力ではないことまたは将来にわたりこれ に該当しないことを表明し保証させるとともに、機構に対して不当要求行為等をしないこ とを確約させ、これらに反した場合に当機構の判断により繰上償還請求をさせていただく こと等の措置を定めた条項です。

#### <福祉医療貸付事業にかかる顧客情報の取扱いについて>

独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付事業において、ご提供いただく顧客情報は、下記の 目的のために利用いたします。

- 1ご本人さま確認のため
- 2 ご融資に関する判断及びご融資後の管理のため
- 3 郵送等による機構が提供するサービスのご案内
- 4 市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究や開発のため
- 5 (特約火災保険に加入をご希望・ご検討の方のみ)機構の特約火災保険制度に係る事務手続きのためと機構と取扱代理店及び引受幹事保険会社との間における情報交換のため
- 6 (団体信用生命保険に加入をご希望・ご検討の方のみ) 団体信用生命保険に係る事務手続きのため と機構と保険契約者及び引受保険会社との間における情報交換のため
- 7 事務又は事業の遂行に必要な限度で顧客情報を内部で利用する場合
  - ※1 顧客情報のほか、融資業務において知り得たお客さまの情報についても、上記と同様の目的・使途で利用させていただきます。
  - ※2 業務上知り得たお客さまに関する情報は定められた場所に保管するとともに、当該情報が不要になった場合には、当該保有顧客情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行っています。詳細は、当機構のホームページ(https://www.wam.go.jp/hp/)「顧客情報の取扱いについて」をご覧ください。
- ◆ 融資制度等についてご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

医療貸付専用ご相談フリーダイヤル: TEL 0120-343-863 ※携帯電話等でつながらない場合: TEL 03-3438-0403